

さ情審査答申第93号
平成25年2月5日

さいたま市長 清水 勇 人 様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 池 上 純 一

答 申 書

平成23年9月5日付けで貴職から受けた、特定の個人事業主に関する個別フォルダに含まれる文書（以下「本件対象行政情報」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件異議申立てに係る、平成23年6月20日付け環環環対第1479号によりさいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の開示請求に対し、実施機関が行った本件処分を取り消し、本件対象行政情報のうち特定の個人事業主の印影、住所、電話番号の部分（以下「特定個人事業主の印影等」という。）の開示を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、おおむね以下のとおりである。

- (1) 実施機関は本件処分において、本件対象行政情報のうち、特定個人事業主の印影等の部分を不開示とした。しかしながら、氏名は個人事業主名称として「平成21年度ファイル基準表」に記載され各区情報公開コーナーで一般に公開されている。
- (2) 特定個人事業主の印影等は、条例第7条第2号「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」に該当する。よって、特定個人事業主の印

影等を開示せよ。

- (3) 本件は実施機関が認めるように、さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号。以下「生活環境保全条例」という。）に基づく届出に関する公文書「地下水採取届出書」である。異議申立人の開示を求めた特定個人事業主の印影等は、個人情報非公開原則の例外とする、「法令又は条例の規定に基づく許可、免許、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」に該当し、開示されるべきである。
- (4) 実施機関は、「当該事業活動と直接関係のない個人に関する情報（事業を営む個人の家族構成、事業と区分される個人の財産所得等）は、情報公開の対象ではありません。」とするが、異議申立人は、「（事業を営む個人の家族構成、事業と区分される個人の財産所得等）」については、開示を求めている。「理由」として理解に苦しむところである。
- (5) 「平成21年度ファイル基準表」（以下「ファイル基準表」という。）に記載された特定個人事業主の氏名は、個人の氏名（個人情報）と思慮される。個人情報の漏えいであることを付記する。

実施機関は個人事業主氏名を公開しているとするが、環境対策課以外に「ファイル基準表」に個人事業主氏名は見当たらない。「ファイル基準表」では、特定個人事業主氏名は個人情報である。

よって、個人情報の漏えいであり、審査会に個人情報漏えい事件として申し立てる。本件に係る個人情報「特定個人事業主氏名」と「地下水採取届出書」により特定個人が識別された。実施機関は理由説明書で説明を怠り隠蔽を目論んでいる。審査会で本件個人情報漏えい事件の審査を求める。

第3 実施機関の説明の要旨

実施機関は、おおむね以下のとおり説明している。

1 本件開示請求について

本市では、地下水の採取量の抑制を行うために、生活環境保全条例に基づき、揚水施設を設置し地下水利用をする者に対して、許可制又は届出制により地下水採取の規制を行っている。実施機関では、当該地下水採取届出に対して、届出者ごとに個別フォルダを作成し、関連する文書を管理保管しているものである。

本件開示請求は、上記の生活環境保全条例に基づく地下水採取届出書を提出した特定個人事業主に関する事案（以下「本件事案」という。）の個別フォルダを指定し、当該個別フォルダに含まれる地下水採取届出書（以下

「本件届出書」という。)の受理に関する起案文書及び揚水施設設置立会い業務に関する文書の開示を求めるものである。

なお、当該起案文書等は、平成15年度に作成したものであり、当該事案に係る当時の法令根拠は、埼玉県生活環境保全条例（平成13年埼玉県条例第57号。）であるが、現在のさいたま市条例と同様に許可制又は届出制による地下水採取の規制を行っているものである。

2 本件処分について

本件事案については、本件届出書の「用途」欄に「農業用（施設栽培）」と記載されていること、及び現地立会調査において本件届出書の届出者（以下「届出者」という。）と面会したうえで、農業に従事する者であることを確認している。

したがって、届出者の「氏名又は名称」の欄は、事業を営む個人の当該事業に関する情報と判断し開示したものである。

しかしながら、異議申立人が開示を求める届出者の「印影」は、事業だけに関連して使用しているのか不明瞭であり、個人印としても使用している可能性があるため不開示情報とした。また、届出者の「住所」は、揚水施設設置場所である農地の所在地と異なる自宅のものであるため、事業と関連性がないと判断し「電話番号」と併せて不開示情報としたものである。

条例第7条第2号には、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）」と規定されていることから、事業と関連性のない情報を個人に関する情報として不開示としたことは妥当である。

第4 審査会の判断の理由

1 本件異議申立てについて

本件対象行政情報は、地下水採取の規制に係る本件届出書の受理に関する起案文書及び揚水施設設置立会い業務に関する文書である。本件届出書の内容は、届出者の「氏名又は名称、住所、法人にあってはその代表者の氏名、電話番号、揚水施設の設置の場所及びその詳細」で構成されている。

本件処分において、実施機関は、本件対象行政情報のうち届出者である特定個人事業主の印影、住所、電話番号及び、本件事案に係る現地立会調査の際に撮影した写真の顔の部分を不開示情報としている。

本件異議申立ては、当該不開示情報のうち、特定個人事業主の印影等に関して開示を求めるものである。

2 条例第7条第2号の該当性について

(1) 条例第7条第2号について

条例第7条第2号では、不開示とすべき情報として「個人に関する情

報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」と定められている。

本号は、個人のプライバシーの権利保護を図るものであり、個人のプライバシーを最大限に尊重するため、特定の個人を識別することができる情報を原則不開示としている。また、特定の個人を識別する記載はなくても、開示することにより、本人の財産権等の正当な権利利益が害されるおそれのあるものや、個人の人格と密接に関連しており、本人が精神的苦痛を受けるおそれがあるものについても原則不開示とするものである。

そして、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」については、その情報の性質上、条例第7条第3号の法人等に関する情報に該当するので、本号から除くものであるが、当該事業活動とは関連性の低い個人に関する情報は、前述したプライバシー尊重の観点から本号の対象として取り扱うものである。

- (2) 当審査会において本件届出書を確認したところ、「揚水施設の設置の場所」である農地と、届出者の「住所」は離れた地域にあることから、当該住所は届出者が居住する個人の自宅であって、当該事業に関する情報と認めることは妥当ではなく、個人に関する情報に当たる。

また、「印影」についてはその形状から判断し、「電話番号」については届出者の個人事業主としての業種が農業事業者であることから判断して、いずれも専ら事業用に使用しているものとは認めることはできず、個人に関する情報に当たる。

- (3) したがって、本件対象行政情報のうち届出者である特定個人事業主の印影等は、事業との関連性が低いことから「事業を営む個人の当該事業に関する情報」には当たらず、条例第7条第2号に定める個人に関する情報として不開示とした本件処分は妥当である。
- 3 以上のとおりであるから、その余の主張については、審議するまでもなく、本件処分は妥当である。
- 4 よって、本件異議申立てについて、当審査会は前記第1の結論のとおり答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成23年 9月 5日	諮問の受理
②	同 年 9月27日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 10月12日	異議申立人から意見書を受理
④	同 年 10月20日	審議
⑤	平成24年 7月26日	審議
⑥	同 年 8月23日	異議申立人からの意見聴取及び審議
⑦	同 年 10月18日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑧	平成25年 1月17日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
会 長	池 上 純 一	大学教授
委 員	石 川 和 子	弁護士
委 員	伊 藤 一 枝	弁護士
委 員	岡 本 弘 哉	弁護士
会長職務代理者	小 室 大	行政経験者

(五十音順)